

第384回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和7年2月27日(木) 14:00～14:50

2 場 所 内水面漁場管理委員会室

3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、久川委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、岡崎委員

4 欠席委員 岡田委員、上月委員

5 事務局 岡久事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事

6 県出席者 鎌田課長補佐、妹尾係長

7 議 題

- (1) コイヘルペス病のまん延防止に係る委員会指示等について
- (2) 第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について
- (3) 漁業調整規則の一部改正について
- (4) その他

8 議事

局長： それでは、これより第384回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中8名の方が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしく申し上げます。

議長： 皆様改めましてこんにちは。

日頃は内水面漁業管理委員会の運営に際しまして、ご協力ご指導いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また皆さん方には本当にお忙しい中委員会に出席していただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から第384回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、久川委員さんと岡崎委員さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いをいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議題1は「コイヘルペス病のまん延防止に係る委員会指示等について」でございます。

それでは、県から説明をお願いいたします。

水産振興課： 資料1により説明

議長： ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

委員： ありません。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示を発出するとともに、告示することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示の発出及び告示をすることとします。

次に、議題2に移りたいと思います。

議題2は「第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料2により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり告示することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり告示することとします。

次に、議題3「漁業調整規則の一部改正について」でございます。

それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料3により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

海面のことなんでね内水面にはあまり異議はないとは思いますが、ご質問ございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案のとおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については諮問案のとおり答申することに決定いたします。

続いて、議題4「その他」でございますが、事務局から報告があるようですのでお願いします。

事務局： 先にですね、先ほど議題2で説明させていただいた資料2の5ページについて修正をお願いします。今年度の目標増殖量の告示案のところ。右から2番目、吉野川漁業協同組合連合会ですが、こちらは漁連だけじゃなくて、三好河川、西部、麻植阿波吉野川さんも同じく漁業権者ということになっております。告示案から抜けていますが、今年度は4者が漁業権者ということになりますので、この箱の中に残り3つの漁協も記載した上で告示いたします。申し訳ございません。

続いて同じく吉野川の話なんですけど、昨年末に当委員会に増殖計画を諮問させていただき1月8日付けで増殖命令を出しました。新聞、テレビで報道もされましたが、5月末までを命令の履行期間としております。6月に入れば直ちに放流状況を把握して、そこで義務放流を履行していない、または履行する意思がないということがわかり次第ですね、当委員会にお諮りさせていただいて、取り消しに向けた手続きを考えています。

2月に入ってから、今後のことについて話し合うために関係者を呼び出して、野口会長はじめ、脱退された漁協さんの組合長さんや理事さんには出席いただいたんですけども、連合会は欠席というところです。その後文書が県庁に届きまして、脱退した漁協とは話をしない、放流もお金がないからできない。あるお金でできる範囲では放流するけれども、そのできる範囲でやるっていうのが、命令違反だと言うのならば、漁業権を消していただいて構いませんというような文書をいただいています。

また県に対してもですね、直接連絡はやめてほしい。何かあったら弁護士を通じてというような書面をいただいていますので、今後はそのような対応になろうかなと思っています。

当委員会の委員さんにも、またご審議の中でですね、お諮りすることもあるかと思いますので引き続きよろしく願いいたします。

県としても、強制力のある命令を発出しましたので、現時点ではそれ以上のことができなくて大変対応に苦慮しているところです。今後、何か動きがあれば改めてご報告させていただきたい。報告は以上です。

議長： それではもう何も無いようでございますので、以上をもちまして第384回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議ありがとうございました。お疲れさまでございます。

以 上